

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例） 第二十四条の五（略） 1 3（略）</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、積載式移動タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。 一 四（略）</p> <p>（アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例） 第二十四条の八 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第四項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。 一 五（略）</p>	<p>（積載式移動タンク貯蔵所の基準の特例） 第二十四条の五（略） 1 3（略）</p> <p>4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動貯蔵タンクに係る積載式移動タンク貯蔵所については、令第十五条第一項第二号から第五号まで及び第七号から第十五号までの規定は、適用しない。</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、積載式移動タンク貯蔵所の特例は、次のとおりとする。ただし、移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号、第二号（すみ金具に係る部分に限る。）及び第四号の規定は、適用しない。 一 四（略）</p> <p>（アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例） 第二十四条の八 アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第四項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。ただし、移動貯蔵タンク（積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに限る。）が国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号から第六号（すみ金具に係る部分に限る。）まで、第七号及び第八号</p>

六 第二十四条の五第四項第二号の規定にかかわらず、移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の四倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。

七・八 (略)

(アセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所の特例)

第二十四条の九 アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第四項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一 二 (略)

(国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の特例)

第二十四条の九の三 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第五項の規定による同条第一項、第二項及び第四項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 前項の移動タンク貯蔵所については、令第十五条第一項第二号から第五号まで及び第七号から第十四号まで、第二十四条の五第四項第一号、第二号(すみ金具に係る

(外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

一 五 (略)

六 第二十四条の五第五項第二号の規定にかかわらず、移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タンク荷重の四倍のせん断荷重に耐えることができる緊締金具及びすみ金具を設けること。

七・八 (略)

(アセトアルデヒド等の移動タンク貯蔵所の特例)

第二十四条の九 アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に係る令第十五条第四項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。ただし、移動貯蔵タンク(積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクに限る。)が国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する場合にあつては、第一号の規定は、適用しない。

一 二 (略)

部分に限る。)及び第四号、第二十四条の八第一号から第六号(すみ金具に係る部分に限る。)まで、第七号及び第八号(外面の塗装及び文字の色に係る部分に限る。)並びに第二十四条の九第一号の規定は、適用しない。

(運転要員の確保)

第四十七条の二 令第三十条の二第二号の総務省令で定める長時間にわたるおそれがある移送は、移送の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる移送とする。

- 一 一の運転要員による連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える移送
- 二 一の運転要員による運転時間が、一日当たり九時間を超える移送

2 (略)

(試験科目)

第五十五条

1 6 (略)

7 丙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち基礎教育(消防学校の教育訓練の基準(平成十五年消防庁告示第三号)第三条第三項の基礎教育をいう。第五十七条において同じ。)又は専科教育(同

(運転要員の確保)

第四十七条の二 令第三十条の二第二号の規定により、次の式のDの値が一を超えるときは、当該値が一となる距離以内ごとに交代するための運転要員を確保しなければならない。

$$D = \frac{d_1}{340} + \frac{d_2}{200}$$

この式において、 $d_1$ 及び $d_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $d_1$  高速自動車国道(道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。)による移送距離(単位 キロメートル)
- $d_2$  高速自動車国道以外の道路による移送距離(単位 キロメートル)

2 (略)

(試験科目)

第五十五条

1 6 (略)

7 丙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち普通教育(消防学校の教育訓練の基準(昭和四十五年消防庁告示第一号)第二条第三項の普通教育をいう。第五十七条において同じ。)又は専科教育(同

基準第三条第四項の専科教育をいう。第五十七条において同じ。)の警防科(同基準第九条第一項の警防科をいう。第五十七条において同じ。)を修了したものについては、第三項第一号の試験科目を免除するものとする。

(受験手続)  
第五十七条 (略)

- 一・二 (略)
- 二の二 第五十五条第七項の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類
- イ 五年以上消防団員として勤務したことを証明する書類
- ロ 基礎教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する書類
- 三 (略)

(保安のための措置)  
第六十二条の二 (略)

- 一 (略)
- 二 危険物の貯蔵管理等の状況が次のイから又までのすべての要件に適合するもの
- イハ (略)
- ニ 特定屋外貯蔵タンクの底部の腐食率(底部の板が腐食により減少した値を板の経過年数で除した値をいう。以下同じ。)が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。
- ホ又 (略)
- 三 特定屋外貯蔵タンクの腐食量(底部の板が腐食により減少した値をいう。)に係る管理等の状況が次のイ

同基準第二条第四項の専科教育をいう。第五十七において同じ。)の警防科(同基準別表第五第一項の警防科をいう。第五十七条において同じ。)を修了したものについては、第三項第一号の試験科目を免除するものとする。

(受験手続)  
第五十七条 (略)

- 一・二 (略)
- 二の二 第五十五条第七項の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類
- イ 五年以上消防団員として勤務したことを証明する書類
- ロ 普通教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する書類
- 三 (略)

(保安のための措置)  
第六十二条の二 (略)

- 一 (略)
- 二 危険物の貯蔵管理等の状況が次のイから又までのすべての要件に適合するもの
- イハ (略)
- ニ 特定屋外貯蔵タンクの底部の腐食率(底部の板が腐食により減少した値を板の経過年数で除した値をいう。以下同じ。)が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。
- ホ又 (略)

からルまでのすべての要件に適合するもの

イ 特定屋外貯蔵タンク底部の板厚予測値が適正と認められること。

ロ 腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更を行わないこと。

ハ 特定屋外貯蔵タンクの底部の腐食率が一年当たり〇・〇五ミリメートル以下であること。

ニ 特定屋外貯蔵タンクの内部の腐食を防止するためのコーティング（ガラスフレイクコーティング又はガラス繊維強化プラスチックライニングに限る。）又はこれと同等以上の措置を講じていること。

ホ 危険物が加温貯蔵されていないこと。

ヘ 特定屋外貯蔵タンクの基礎内部に浸透した水を排除するための措置が講じられていること。

ト 特定屋外貯蔵タンクの底部の外面の腐食を防止する措置を講じていること。

チ 特定屋外貯蔵タンクに構造上の影響を与えるおそれのある補修又は変形がないこと。

リ 著しい不等沈下がないこと。

又 地盤が十分な支持力を有するとともに沈下に対し十分な安全性を有していること。

ル 特定屋外貯蔵タンクの維持管理体制が適切であること。

（保安のための措置を講じている場合の市町村長等が定める期間等）

第六十二条の二の三 令第八条の四第二項第一号の総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前条第一号又は第二号に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年と、第三

（保安のための措置を講じている場合の市町村長等が定める期間等）

第六十二条の二の三 令第八条の四第二項第一号の総務省令で定めるところにより市町村長等が定める期間は、前条に規定する保安のための措置が講じられていると認められるものにあつては、十年とする。なお、当該期間は

号に規定する保安のための措置が講じられていないと認められるものにあつては、十三年とする。なお、当該期間は、令第八条第二項の完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して当該措置が講じられていないと認められた後最初に受けるべき法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査の日までとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、前条に規定する保安のための措置を講じている旨を記載した別記様式第二十六の二、別記様式第二十六の三又は別記様式第二十六の四の申請書を市町村長等に提出しなければならない。

（特殊液体危険物タンク）

第六十二条の二の四 令第八条の四第二項第三号の総務省令で定める特殊液体危険物タンクは、地中タンクとする。

第六十二条の五の二 令第八条の五第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる製造所等に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第十三条第一項第一号に規定する地下貯蔵タンク（令第九条第一項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「地下貯蔵タンク」という。）及び令第十三条第二項に規定する二重殻タンク（令第九条第一

、令第八条第二項の完成検査（法第十一条第一項前段の規定による設置の許可に係るものに限る。）を受けた日又は直近において行われた法第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による保安に関する検査を受けた日の翌日から起算して当該措置が講じられていないと認められた後最初に受けるべき法第十四条の三第一項の規定による保安に関する検査の日までとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、前条に規定する保安のための措置を講じている旨を記載した別記様式第二十六の二又は別記様式第二十六の三の申請書を市町村長等に提出しなければならない。

（特殊液体危険物タンク）

第六十二条の二の四 令第八条の四第二項第二号の総務省令で定める特殊液体危険物タンクは、地中タンクとする。

第六十二条の五の二 製造所及び一般取扱所のうち危険物を取り扱うタンク（地盤面に設置されたものに限る。以下この条において「地下埋設タンク」という。）を有するもの、地下タンク貯蔵所並びに給油取扱所のうち専用タンク又は廃油タンク等（令第十七条第五号に規定する廃油タンク等をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「専用タンク等」という。）を有するもの（以下この条において「地下埋設タンク等」を有する製造所等」という。）に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、次

項第二十号八においてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第六号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。以下この条において「二重殻タンク」という。）の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、この限りでない。

一 地下貯蔵タンク又はその部分のうち、次のイ又はロのいずれかに適合するもの

イ 二重殻タンクの内殻

ロ 危険物の微少な漏れを検知しその漏れが拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの

の各号に掲げる地下埋設タンク等を有する製造所等の区分に応じ、当該各号に定めるタンク本体及び設備の漏れの点検を行わなければならない。

一 製造所

イ 地下埋設タンク（令第九条第一項第二十号八においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号イ又はロに掲げる措置が講じられているものを除く。）

ロ 地下埋設タンク（令第九条第一項第二十号八においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号ロに掲げる措置が講じられているものに限る。）と間げきを有するように被覆した強化プラスチック製の外殻（当該間げきに当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。）

二 一般取扱所

イ 地下埋設タンク（令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第二十号八においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号イ又はロに掲げる措置が講じられているものを除く。）

ロ 地下埋設タンク（令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第二十号八においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号ロに掲げる措置が講じられているものに限る。）と間げきを有するように被覆した強化プラスチック製の外殻（当該間げきに当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。）

三 地下タンク貯蔵所

イ 地下貯蔵タンク（令第十三条第二項第一号イ又はロに掲げる措置が講じられているものを除く。）

前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るもの）については、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。

一 地下貯蔵タンク 一年（完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏

地下貯蔵タンク（令第十三条第二項第一号口に掲げる措置が講じられているものに限る。）と間げきを有するように被覆した強化プラスチック製の外殻（当該間げきに当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。）

四 給油取扱所

イ 専用タンク等（令第十七条第一項第六号イ又は同条第二項第二号においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号イ又は口に掲げる措置が講じられているものを除く。）

ロ 専用タンク等（令第十七条第一項第六号イ又は同条第二項第二号においてその例によるものとされる令第十三条第二項第一号ロに掲げる措置が講じられているものに限る。）と間げきを有するように被覆した強化プラスチック製の外殻（当該間げきに当該タンクの漏れを検知するために液体が満たされているものを除く。）

前項の点検は、地下埋設タンク等を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条第一項後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るもの）については、当該地下埋設タンク、地下貯蔵タンク、専用タンク等（以下この項において「地下埋設タンク等」という。）又は前項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロに規定する外殻（以下この項において「外殻」という。）の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において地下埋設タンク等若しくは外殻について前項の点検を行った日から一年を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。



えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられていないものにあつては三年)

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻 三年

第六十二条の五の三 製造所等のうち地盤面下に設置された配管(以下この条において「地下埋設配管」という。)を有するものに係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、当該地下埋設配管の漏れの点検を行わなければならない。ただし、地下埋設配管又はその部分のうち、危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては、この限りではない。

2 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証(変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から一年(完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては三年)を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。

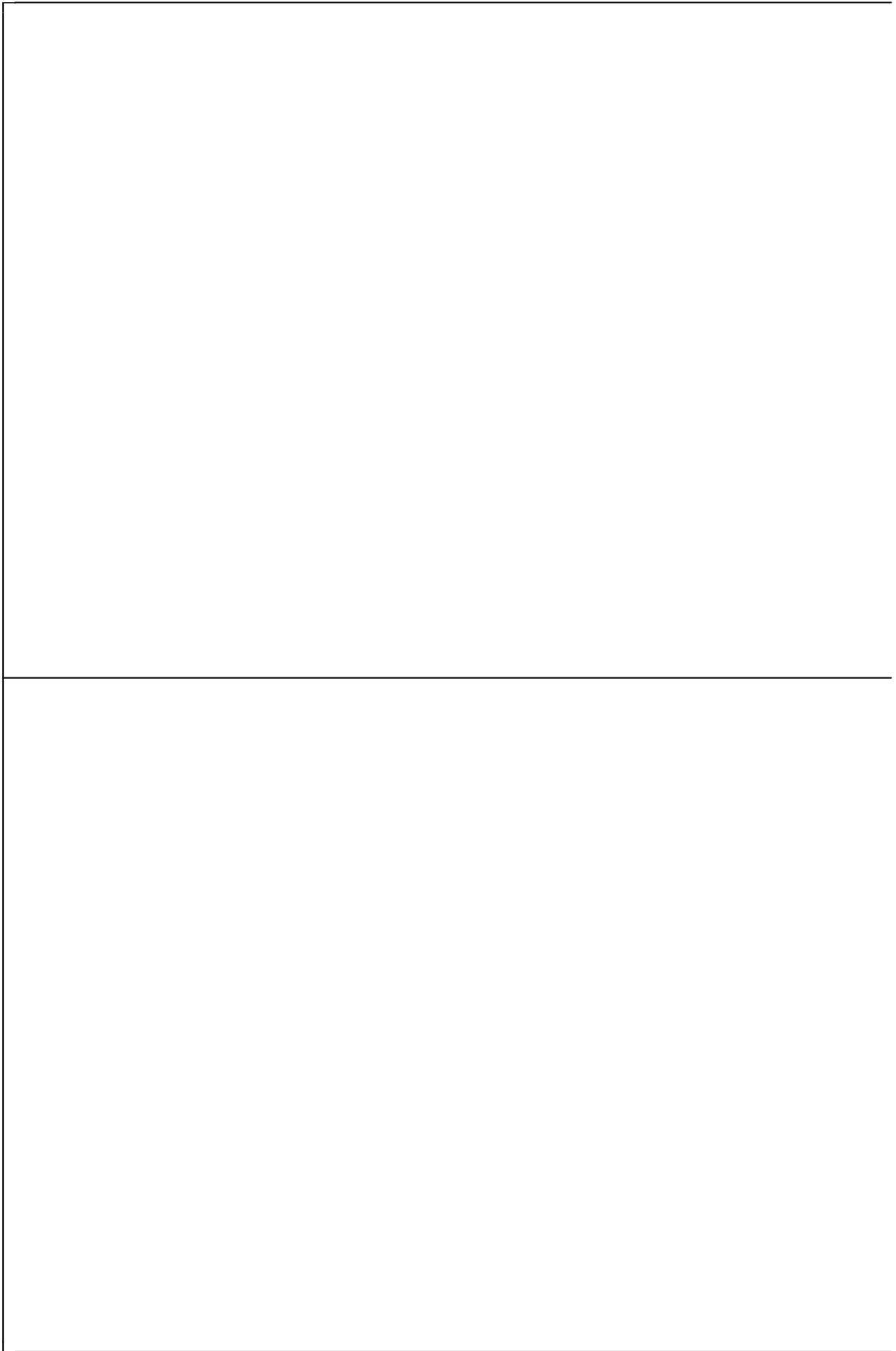
様式分は次のページ以降

第六十二条の五の三 製造所等のうち地盤面下に設置された配管(以下この条において「地下埋設配管」という。)を有するものに係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証(変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日又は直近において当該地下埋設配管の漏れの点検を行った日から一年を超えない日までの間に一回以上当該地下埋設配管の漏れの点検を行わなければならない。

---

---

---



この省令の施行の前にこの省令による改正前の危険物の規制に関する規則第五十五条第七項に規定する普通教育又は専科教育の警防科を修了した者は、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則（以下「新規則」という。）第五十五条第七項の適用については、同項に規定する基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者とみなす。この場合において、丙種危険物取扱者試験の受験願書及びこれに添付する書類については、新規則第五十七条第二号の二口の規定及び別記様式第二十五の様式にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に消防法第十一条第一項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされた製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「既設の製造所等」という。）に係る、次の各号に掲げる措置は、新規則第六十二条の五の二第二項第一号及び第六十二条の五の三第二項の規定の適用については、これらの規定中「危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置」とみなす。

一 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管により一週間に一回以上危険物の漏れを確認しているとともに、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられており、又は地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件下で腐食するおそれのないものであること。

二 既設の製造所等に設けられた漏えい検査管を用いるとともに、危険物の貯蔵・取扱数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行うことにより、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。この場合において、当該既設の製造所等の所有者、管理者又は占有者は、危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織に關すること、当該者に対する教育に關すること並びに在庫管理の方法及び危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置に關することその他必要な事項について計画を定め、市町村長等に届け出なければならない。